

【付録 4-2】

EU における新しい公的管理・植物衛生・動物衛生制度に関する調査（2021 年 8 月）

混合食品の EU への入域に関する決定木 (仮訳)

本仮訳は、2021 年 3 月に欧州委員会が公表したウェブサイトに掲載された「混合食品の EU への入域に関する決定木」をジェットロが仮訳したものです。ご利用に当たっては、原文もご確認ください。

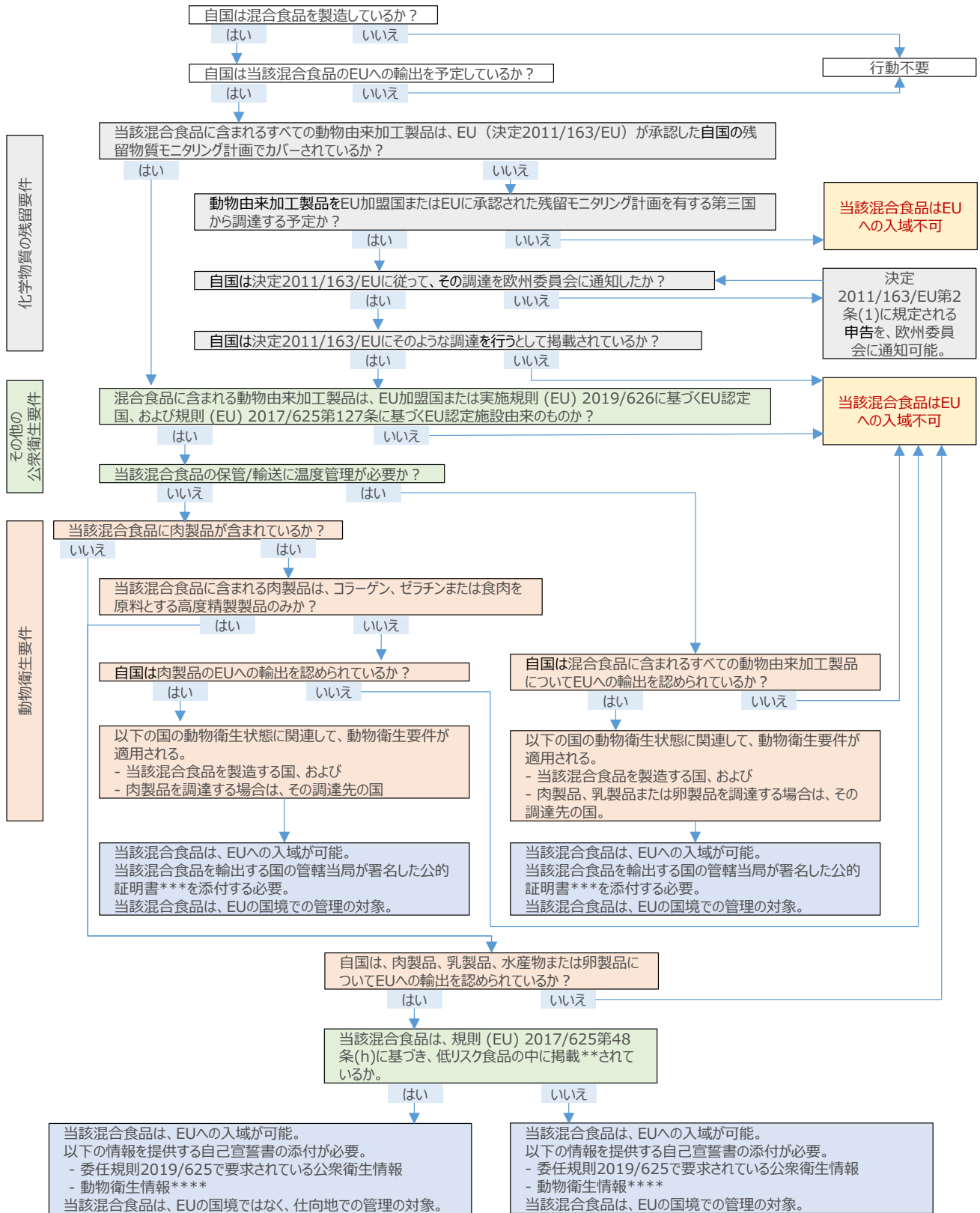
Decision tree for the entry into the European Union of composite products

https://ec.europa.eu/food/system/files/2021-04/ia_ic_composite-prods_decision-tree.pdf

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

混合食品のEUへの入域に関する決定木

4月21日から適用



* 混合食品を製造する第三国が、混合食品に含まれる特定の動物由来原材料について決定2011/163/EUに掲載されておらず、EU加盟国または当該原材料についてEU承認の残留モニタリング計画を有する他の第三国から当該原材料を調達することを希望する場合、脚注が付されて決定2011/163/EUに記載される必要がある。その場合、その意向について欧州委員会に以下の申告を提出する必要がある。
“〔第三国〕の管轄当局は、EUに輸出される人の消費用の動物製品、特に〔第三国〕に輸入された原材料から製造された製品が、規則（EC）854/2004第12条に従って認定され、かつ、当該食品に使用される動物由来の原材料をEU加盟国またはそれぞれの原材料について決定2011/163/EU第2条(2)に規定されている制限的な脚注なしに同決定の附属書に記載されている第三国のみから供給している施設に由来することを保証する。”

** このリストは、2021年4月21日より前に、委任規則によって制定される。

*** 規則（EU）2020/2235附属書III第50章に定められた、ゼラチン、コラーゲンおよび高度精製製品を除いた肉製品を含む、温度管理が必要な混合食品および温度管理不要な混合食品であって、人の消費を目的としたものEUへの入域に関する動物衛生/公的証明書様式（モデルCOMP）。

**** 規則（EU）2020/2235附属書Vに規定された、規則（EU）2019/625第14条に基づき、温度管理不要な混合食品をEUに輸入する事業者による自己宣誓書様式。